

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請（組織改正））【4】」
2. 日時：令和5年4月27日（月）14時00分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

鈴木主任安全審査官、上原安全審査専門職

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」（補足説明資料）
- ・川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は、玄海原子力発電所仙台原子力発電所、
0:00:10	の組織改正に伴う、
0:00:12	保安規定変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:17	資料につきましては事前に
0:00:22	両発電所の
0:00:24	変更認可申請の補足説明の更新版が、
0:00:29	出てきてるかと思えます。
0:00:35	どちらの資料でも結構なんですけれども、
0:00:39	変更したこと、ところがマーキングされていませんで変更したところがどこかということの説明を九州電力の方からしてください。
0:00:54	九州電力ウエムラで承知いたしました。それでは、玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請について組織改正に伴う変更。
0:01:05	補足説明資料の方でご説明させていただきます。
0:01:10	よろしいでしょうか。
0:01:14	小規制庁するでしょう。用意できました。どうぞ。
0:01:17	はい。
0:01:18	研修電力ウエムラです。審査会合におきまして、
0:01:23	鈴木さんの方からお話いただきました内容を整理してございます。
0:01:30	同資料 45 ページ、右下 45 ページになります。
0:01:35	上流文書、
0:01:37	だから、保安規定の記載内容、
0:01:40	というところで、資料をまとめてございまして、
0:01:44	左、
0:01:46	設置変更許可、認可申請書本文につきましては、
0:01:51	本文 11 号を記載をしております。こちら、従来から変更ございません。
0:01:56	それから、
0:01:58	左から 2、2 行目ですね、設置変更許可申請書添付書類。
0:02:03	の項目になりますが、こちら、記載なし。ここまで変更ございません。※書き以降になりますが、添付書類 5 及び、
0:02:14	8、ここまでは、
0:02:16	従来の通りでございまして、並びに 11 を追加してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	こちらの組織の記載については、当該設置変更期間時点での記載となっているため記載なしとさせていただいておりますが、ここの意味としまして従来から、添付書類 5、
0:02:34	それから 8 については、組織図であったり、組織の概要が書いておりました。
0:02:40	審査会合で、
0:02:42	おきまして、下の括弧書き、こちらを追加しておりますが、
0:02:47	玄海 4 号機、高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請に係る審査会合を受けた設置変更。
0:02:58	許可申請書類添付 11、記載方針と記載してございます通り、3 ポツ、5 ポツ 2 の項目に、供給者の選定という項目がございます。
0:03:11	こちら、
0:03:13	現時点では、資材長 2 パラグラフ名にも記載ある通り、それからその上段にも記載がありません通り、資材調達部門は、3 ポツ 5 ポツ 1、供給者の技術的評価で、
0:03:27	技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定するというので、供給者の選定に係る項目に記載がございます。
0:03:38	こちらの整理としまして下に、
0:03:40	※書き、二重線で書き追記してあります通り、原子燃料部門は、法然食の燃料に伴う供給者の選定をするため、上記許可し、
0:03:52	許可上記許可の実施者に原子燃料部門を追加するといった点。
0:03:59	評価どっちをこちら、西郷の中でも、
0:04:03	添付書類 11。
0:04:04	の、実測して、
0:04:06	そいで、
0:04:07	後、実査と言って、下水道分を追加することを議題です。
0:04:11	して、
0:04:13	左から 3 行目、原子炉施設保安規定、第 1 点の記載すべき内容でございますが、
0:04:19	下から、
0:04:21	2 段目ですね、(8)、それから(11)に記載してあります通り、
0:04:26	原子燃料部長は、原子燃料工業が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。
0:04:34	というふうに記載をしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	その下、下段の資材調達部長につきましても、同様に設置変更許可申請書添付書類 11 の記載と合わせてございます。
0:04:47	その考え方に基つきましてその右せ、記載の考え方の 2 番目のポツ、こちらを追加してございますが、設置変更許可申請書添付書類 11 における、供給者の選定、
0:05:01	業務医師燃料部門及び資材調達部門が実施していることを踏まえ、記載を変更すると、いうふうに記載させていただいております。
0:05:11	それから、
0:05:12	10 ページにつきましても、玄海石岡発電所保安規定第 2 編、
0:05:18	それから、別資料の仙台の補足説明資料にも、同様の記載がありますので、こちら、記載を追加しております。
0:05:28	それから、上流文書との案 2 のご説明につきましてもは以上となりますが、
0:05:35	ページを戻っていただきまして、26 ページ。
0:05:39	になります。
0:05:40	こっちは、本規定審査基準の要求に対する保安規定の記載内容、
0:05:45	を示したものでございますが、今回申請する、しております。
0:05:51	保安規定の内容というところで、先ほどの資料と整合がとれるように、記載すべき内容、(11)、(10)、失礼しました、(8)、(11)を追加しまして、
0:06:03	その記載すべき内容としましても、三つ目のポツで、同様に記載している次第でございます。
0:06:10	ご説明は以上になります。
0:06:18	原子力規制庁スズキです。
0:06:24	45 ページの
0:06:29	添付 11 のところ、
0:06:31	つけさしてもらったというところですけども、
0:06:39	ここについては最終的には、
0:06:44	玄海 4 号の高燃焼度
0:06:47	の設置変更許可申請書の方で、こういうふうになるということを確認してもらって、
0:06:54	このことがあると。
0:06:59	そちらの方はそちらで、生後の確認を、
0:07:03	取りたいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:05	1ヶ所だけ気になったのは、米印の原子燃料部門は高燃焼度燃料調達に伴う、
0:07:16	高燃焼度燃料に限定し、
0:07:19	したんですけど、審査会合のときには、
0:07:24	審査会合だったかなと。
0:07:26	記憶はイマイですけど、
0:07:30	現状の燃料だとか、或いは、
0:07:33	玄海3号でいうと、MOXだとか、
0:07:38	結局、原子燃料、
0:07:40	の調達、
0:07:42	の供給者の、
0:07:44	調達先の研究者の選定を、
0:07:48	するということですねというふうに、広く、
0:07:52	確認をしたつもりだったんですけど、
0:07:55	高燃焼度燃料調達に伴うというふうに限定する。
0:08:01	または何か意図があるんですよ。
0:08:07	九州電力の上村です。ここ、
0:08:11	四角囲いの上段にも記載してます通り、市18日の審査会合の場におきまして、ご説明したところでありましたので年初の燃料の使用に伴う、
0:08:24	というふうに記載しておりました。
0:08:31	優勝規制庁スズキなんかそこは、
0:08:37	実施するためのところまでは、
0:08:43	高燃焼度燃料、
0:08:45	公費をする、設置変更の、
0:08:48	審査会合で話をした。
0:08:51	そう書いたんだけど、
0:08:57	特段
0:08:58	構成の内容自体が高燃焼燃料限定するわけじゃなくって、
0:09:03	原子燃料、
0:09:05	を調達する場合は、原子燃料部門が、
0:09:11	なる。
0:09:13	限定しない書き方に多分、
0:09:18	されるんだろうなと思って。
0:09:21	それは、
0:09:22	最終的には設置変更許可申請の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	資料が出てきてから、最初、
0:09:28	になると思う。
0:09:29	もう、
0:09:31	それから、
0:09:38	結果的に、
0:09:40	元、
0:09:41	現在は、現在発電所は、
0:09:45	3条改正に伴って、届け出た添付資料に、
0:09:53	設置変更したのが今回、
0:09:56	初めて、
0:09:57	今回、
0:09:59	とりあえず今回は再最新の変更後の品証体制整備の
0:10:06	添付資料として、
0:10:08	そこになるんですけど、
0:10:10	川内側の方の、
0:10:14	方は、
0:10:15	三条改正で、添付資料 11。
0:10:20	添付資料は本文本文 11。
0:10:23	出た後、
0:10:25	何かしら添付資料 11 がついてくるような、
0:10:29	設置変更。
0:10:31	ていうのは、今んところないないんですかね。
0:10:35	そこだけ確認して、
0:10:40	結集電力ウエムラですいません少々お待ちいただけますでしょうか。
0:10:47	はい、わかりました
0:11:46	女性電力のオビタです。
0:11:48	あと、今のお話にありました川内の設置変更許可申請についてですけども、
0:11:54	直近では、今、修正しております。震源を特定せず、
0:12:00	作成、策定する時新保。
0:12:04	来まして、
0:12:06	プラント側審査の方に移りますと、
0:12:10	直接的な資料の提出を予定しておりますので、そこで、
0:12:15	添付書類 11 についても、
0:12:18	提出するものと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	考えてございます。
0:12:23	以上です。
0:12:25	研修規制庁スズキして、
0:12:27	震源を特定せずの設置変更はもうすでに提出されている状況なんですか。
0:12:37	はい。
0:12:38	決して電力のオビタです。はい。その通りでございます。
0:12:42	原子炉規制庁それでその、その申請書においては添付 11、
0:12:48	がついて出てきているんですね。
0:12:58	はい。
0:13:01	その通りでございます。
0:13:04	原子力規制庁そうです。で、その
0:13:07	それを光に今日の資料の川内の、
0:13:14	補足説明資料、
0:13:19	31 ページ。
0:13:22	この左から二つ目の欄のところに、
0:13:27	仮に引き合いを出すとすると、
0:13:33	イワノが出せる理由は、添付書類 11 は変更後の
0:13:42	品質保証体制の整備。
0:13:44	変更後の、
0:13:46	ものなので、
0:13:47	震源を特定せずの設置変更の内容自体に関係なく、許可の、これまで許可を受けた内容を含めて、変更後ということになるので、
0:13:59	その部分で、
0:14:02	登場してくるときに、
0:14:05	この 3.5. 2 っていうのが、
0:14:08	登場しないことはないのかなって今ちょっと、
0:14:10	思っているんですけど、もし登場するんであればそこを引き合いに出したときには、
0:14:16	資材調達部長の衛藤。
0:14:23	保安規定側の記載。
0:14:25	との兼ね合いのところの説明はできるっていうふうになるのかなと今思ったんですけど。
0:14:32	そういう関係性は、
0:14:35	入れることはできる、できますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:57	九州電力の上村です。すいませんちょっと。
0:15:01	沖岸井
0:15:02	認識を合わせていただきたいと思いますけれども今のご発言につきましては、 仙台の補足説明資料 31 ページに記載があります。
0:15:14	現在書いてある玄海 5 号燃料の記載だけではなく、
0:15:19	仙台の震源特定せずの設置変更許可申請の、紐づけを入れるという認 識でよろしいでしょうか。
0:15:32	直接的にまだ許可を受けたわけじゃないので、
0:15:36	直接的ではないかもしれないけれども仙台の記載の参考として、
0:15:42	現在審査中のものっていうことで、例示を挙げるのが、
0:15:47	できれば、そこで、
0:15:50	原子、3.5. 2 が書いてあって、資材調達部門、
0:15:55	の話が載っているのであれば、
0:15:59	真ん中の枠の両括弧自身次第調達部長、ここの、
0:16:05	被災との比較ができるのかなあというふうに、
0:16:09	なんですけど。
0:16:10	あくまでも参考です。
0:16:18	九州電力MS少々お待ちいただけますでしょうか。
0:16:22	はい、わかり。
0:17:10	九州電力濱田でございます。
0:17:12	川内分につきましてはですね 3.5. 2 イワマ 9 日、その後の活動というこ とで全般的な話ですので、
0:17:20	マツキ制度今審査中でございますけどもしかるべきタイミングです ね。
0:17:25	製造時には、
0:17:27	3.5. 2 のところに、
0:17:29	平井調達部も、
0:17:31	に対して、応用研修で燃料部門ということで候補燃料と同じような、
0:17:36	条件。
0:17:37	山田さん。
0:17:38	を提出することになるかと思っておりますのでそこ、参考として、
0:17:42	お示しすることは可能だと考えております。以上です。
0:17:46	原子炉規制庁杉です。今言ったしかるべきタイミングっていうのは、
0:17:51	まず、今、
0:17:52	震源特定せずの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:56	最初の申請書に、
0:17:58	添付書類 11 がついていてそこにも書いてあるってことを今確認できたので、
0:18:06	次のタイミングに、
0:18:07	そこを参考として載せるのは可能ですっていうことがしかるべき対応。
0:18:20	すいません九州電力の田仲ですけども、
0:18:25	鈴木さんおっしゃられているのは仙台の、
0:18:29	補足説明資料には、仙台の例として、震源を特定施設の設置許可の、当該部分を載せるのが、全体としては、
0:18:41	こちらの方がよりふさわしいということで、今、出してるその特定室の、
0:18:46	東海傘を参考として載せてくださいという。
0:18:51	と言われたという認識で、まずはよろしいでしょうか。原子力規制庁スズキです。
0:18:58	まだ許可出てないので、あくまでも参考に過ぎなくて。なので川内として、
0:19:05	直接的にここで登場する記載は多分ないのかなと思って、要するに、
0:19:11	この
0:19:19	減ったに書いてある。
0:19:21	2020 年 10 月 21 日って何か。
0:19:24	廃棄物保管庫かなんかの、
0:19:27	設置変更許可だと思いますけどその時点、
0:19:30	では、
0:19:32	その次、その申請をした時点では、三条改正のタイミングの前だったので、
0:19:40	それは手続きせずに、並行して三条改選の届け出があって、
0:19:46	本文 11 号の手続きをし、したんだけど、
0:19:51	結局そこが前後していたので、2020 年 10 月 27 と変えたものは、結果的に添付資料 11 は、
0:19:59	まだない状態で許可されていて、
0:20:02	それが正しい。
0:20:04	かどうか、まず聞きたいのとそれから、
0:20:06	そのあと現時点までにおいて設置変更許可を受けた案件は特段まだないので、
0:20:15	現時点では、記載すべき、直接記載するものはないんですよっていうのが記載なしっていうところだと言う意味だと思ってるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	ただ、先ほど言ったようにそれ以降、
0:20:28	現時点において特定せずの、
0:20:31	新申請済み審査中なので、あくまでも、この玄海の
0:20:37	審査会合の説明の記載と同じ位置付けで参考として、
0:20:43	震源を特定せずはこういうふうに書いて、今審査中です。
0:20:48	玄海 5 号、
0:20:50	の設置変更の方でもこういう記載で今、
0:20:55	補正を考えていますってご参考情報が、仙台の参考と玄海の 3 行が、
0:21:02	並んでいた方がまだ、川内の資料としては、
0:21:09	読みやすいのかな。
0:21:11	ね。うん。
0:21:12	玄海のだけで議論しちゃってると、川内はそんなふうに書いてありませんみたいなことになっちゃうのは嫌だな。
0:21:25	T-C電力の田仲です。
0:21:28	そういう意味であれば玄海の方々と、
0:21:31	特定せず、川内の特定せずの当該部を、
0:21:35	参考に定期でつけることは可能だと思いますので、
0:21:40	そういった
0:21:41	ふうに見直すことで、
0:21:44	こっちの方資料を修正したいと思います。あとですね、
0:21:49	おっしゃられた廃棄物搬出設備の方は、
0:21:53	ちょっとこちらの方に今まだ資料がないので、
0:21:57	もし廃棄物、
0:21:59	搬出設備の方で、沿い、その添付 11 の記載が、
0:22:05	あるのであれば、そちらの方、実績として、こちらの資料の方に、
0:22:12	ちょっと落とし込む形で考えようと思ってますけども、そういった
0:22:18	やり方で、資料を修正するということによろしいでしょうか。
0:22:23	原子力規制庁都築ですそれで結構です。許可を受けた者の方が直接的なので、それがあつたらそれに越したことはない。
0:22:31	ですね。はい。
0:22:34	九州電力の朝長です。了解しました。ちょっとこちらの方で
0:22:38	はい。戻って、資料確認して、どちらをつけるか集めてまた修正したいと思います。はい。以上です。
0:22:47	原子炉規制庁杉ですよろしくお願いします。
0:22:50	じゃ、今日出された資料についての説明と確認は以上ですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:58	もう少しちょっと聞きたいところが、
0:23:02	ありまして、
0:23:03	続けてよろしいでしょうか。
0:23:09	はい。九州電力植村です。よろしくお願いします。
0:23:14	原子力規制庁スズキです。では続きまして、
0:23:19	今回
0:23:20	保安に関する職務の5条の記載を、
0:23:25	前回の審査会後の議論を踏まえて、
0:23:30	原子燃料部長と資材調達部長の
0:23:38	統括するという部分の記載を、
0:23:43	少し修正したらどうかという話なんですけれども。
0:23:52	その内容は、保安に関する、
0:23:55	業務として、我々の意図した人と、
0:23:59	どう、
0:24:18	十分、
0:24:19	申請書の三条の
0:24:22	ところも、
0:24:27	はい。
0:24:37	なんかの、
0:24:38	説明資料でいうと、20、
0:24:41	うん。
0:24:43	24 ページから 20。
0:24:44	ね。
0:24:49	ここの品質マネジメントの、
0:24:52	ところなんですけれども、
0:24:56	審査会後前までのヒアリングにおいて、
0:25:00	品質マネジメントシステム計画の中には、その保安に関する業務じゃない。
0:25:07	従来、
0:25:11	書かれていた。
0:25:13	供給者の
0:25:16	評価、
0:25:18	或いは通っていったところですね。ええ。
0:25:21	その辺のところっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:24	品質マネジメントシステムの中では、保安の業務ではないけど、入っているんですみたいなことを、
0:25:31	言われてましたけど、仮に今回の資料みたいに、保安、五条のところ、保安に関する職務だけの、
0:25:39	実際に限定してしまったときに、三条の品質マネジメントシステムの方の二次文書の方で、
0:25:48	製法が出たりする可能性がないのかなっていうところは、逆にちょっと心配になってしまったんですけど。
0:25:57	その辺は、
0:26:00	ヒア審査会後前までのヒアリングの説明の内容を含めて、
0:26:06	含めても、今回のように修正した方がいいだろうということなんでしょうか。
0:26:25	狐塚濱田でございます。
0:26:29	ご心配いただいている点につきましてはですね、表現として、保安に関する、
0:26:34	業務というところをより明確にし、保安規定上明確にしているということで、二次文書もですね、保安に関する業務が示されているものは、その部分に限定した。
0:26:46	ところでですね紐づけしておりますので、この表現、今回見直す。
0:26:50	供給者の選定にしてもですね、ミイ事務所への影響はないと考えております。以上です。
0:26:57	ニシノ規制庁スルケースわかりました。その辺ところは、九州電力の中の二次文書側の方の読み方の問題だということに理解しました。
0:27:06	一方ですね
0:27:11	今回の玄海郷の設置、
0:27:14	申請書添付 14-3.5. 2 のところ収集してもらってますけど、
0:27:21	3.5、少なくとも 3.5. 1 の供給者の技術的評価のところについては、原子力技術部門が、
0:27:29	原子燃料の調達先の技術的評価をするっていう
0:27:34	話は、聞いているんですけども、
0:27:37	ただ 3.5. 12、原子力技術部門とかっていうと、特定の何か部門目が書いてあるわけじゃない。
0:27:46	ないんですけども、その辺っていうのは、
0:27:51	現状の認可済みの法案、
0:27:55	規定の中で、どこかで何かこう読めるところがあるんでしょうかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:32	90 年の間まで少々お待ちください。
0:28:44	夕食成長するんです。すいません。
0:28:48	現状の記載だと、5 条の両括弧 8 の、
0:28:54	原子力技術部長はっていう、この中、
0:28:59	ここ、ここだけで読めなかったとしても、
0:29:02	他のところに行ったら何かしらもう少し、
0:29:06	調達先の技術、供給者の技術的評価の
0:29:10	というような内容が読めるところがあるかどうかっていうところも含めて、
0:29:17	説明をお願い
0:29:38	九州電力濱本です。
0:29:40	保安規定上はですねそちらの技術的評価の部分については、
0:29:46	アジアの実務を担う部分の横断的業務ですので、明示的には記載して
	いないというのが現実態で、その上で、供給者の選定というですね、
0:29:56	具体的なものを下司燃料時代が行うというふうにすると。
0:30:03	はい。
0:30:04	現状はそのような表現になってございます。以上です。
0:30:07	現状、規制庁する。
0:30:08	ちょっと逆の聞き方をすると、
0:30:12	供給者の技術的評価を行うというような具体的な、
0:30:18	工事の
0:30:20	プロセスの一つ。
0:30:21	が、保安規定の中で、直接的に読めるようなところっていうのは、どっか
	ある。
0:30:33	決して電力ウエムラで少々お待ちください。
0:32:31	気づくハマダです。
0:32:33	保安規定上はですね、
0:32:36	調達、
0:32:37	技術的評価という観点で、どこかと。
0:32:42	いうふうな具体的にお示ししてるところはないというのが実態でございま
	す。
0:32:50	検証規制庁スズキです。結局、
0:32:54	本文 11 号の、
0:32:57	一般的な記載。
0:33:02	三条、
0:33:04	のインスマネージメント。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	M、計画の、
0:33:09	中であって、そこだと。
0:33:12	結局一般的な言葉として調査するプロセスの中で、
0:33:21	保安に関する組織、
0:33:24	調達物品等要求事項に従い、
0:33:27	調達物品等を供給するのにここん
0:33:30	で、
0:33:32	調達物品等の供給者を評価し選定するっていうようなこういう、
0:33:37	一般的な用語しかないんだけど、それが添付書類側に行くと、
0:33:42	供給者の技術的評価をする。
0:33:46	ということと、その中から選定するんだっていう
0:33:51	ところが、選定の方から、
0:33:54	ですけど、技術的評価みたいなふうに、ちょっと若干言葉が置き換えられて、
0:34:00	書かれているんだけど、それは同義であるっていう。
0:34:04	こと。
0:34:05	思って、
0:34:08	業務しかないですと、そういうことですね。
0:34:32	岸電力技。
0:34:35	でございます。
0:34:37	今回ですね表現を、
0:34:40	供給者の選定ということですね、見直しますので、
0:34:45	結論として
0:34:47	供給者の
0:34:48	保安活動としてのですね、供給者の
0:34:51	評価、
0:34:53	いうところがいわゆる、
0:34:55	御説明補足説明させていただいてるその技術的評価。
0:34:58	になるんですよということでご理解は間違いないかと思えます。
0:35:03	細かいですね取引の中でもともと
0:35:09	原子燃料部門を評価と書いていたという経緯が、
0:35:12	その
0:35:14	際、調達を確実にするという意味での会社の一般的な評価という意味もあるよねというかいうところがですねちょっとうまくですね、整理してご説明できなかったというところもあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:26	なかなかですね
0:35:28	どっちが何をやるんだというところが、うまくお伝えできなかったかと思 いますけれども、
0:35:35	救急車の評価を、技術的、能力の1、
0:35:39	技術的なりでしょうか。
0:35:40	技術的評価ということですね、認識いただいて結構かと思 います。以 上です。
0:35:47	一応規制庁すべてその選定のところは、
0:35:50	今回見直す。
0:35:54	こんなふう に決めをします。
0:35:56	た と こ ろ で、
0:35:57	クリアになったと思って、逆にそこで、
0:36:00	評価って いう、
0:36:02	言葉で、
0:36:03	事理はと りあ えず 入 れ て こ れ、 こ れ は 保 安 に 関 す る 業 務 の 評 価 か ど う か 別 に し て も と り あ えず、
0:36:09	評価 って 言 葉 じ り は、 原 子 燃 料 部 項 目 部 長 と か、 資 材 調 達 部 長 か ら 抜 け る ん だ け ど、
0:36:16	こ の 評 価 っ て、
0:36:18	5 条 の 中 で ど こ に 行 っ ち ゃ っ た ん だ ら う な っ て い う ふ う な、
0:36:23	観 点 で い う と 直 接 的 に 書 い て あ る と こ ろ は、 結 局 な く っ て、
0:36:28	そ の 評 価 っ て い う の は、 設 置 変 更 許 可 の、 添 付 11 の 3.5. 1、
0:36:36	に 該 当 す る も の だ っ て い う の は 仮 に
0:36:39	そ れ は わ か っ て い た と し て、 じ ゃ あ、
0:36:42	そ れ が 今 度、
0:36:44	5 条 で 言 う 保 安 に 関 す る 職 務 と し て ど こ に 行 っ ち ゃ っ た ん だ ら う っ て い う ふ う に 言 っ た と き に、
0:36:51	原 子 燃 料 に つ い て は そ れ は、 原 子。
0:36:54	力、 技 術 部 長 の 職 務 と し て や る っ て い う 話 だ と 思 っ て る ん で す け れ ど も。
0:37:02	た だ、 原 子 力 技 術 部 長 の と こ ろ 言 っ て も、
0:37:05	そ の 評 価 っ て い う 言 葉 じ り は 出 て こ な い の で、
0:37:10	そ れ を じ ゃ あ ど こ で 読 む の か な っ て い う 話 で、 さ っ き の 三 条 の、
0:37:16	で、 見 て い く し か、
0:37:18	な い ん で す ね っ て い う そ う い う 聞 き 方 を し た わ け で す ね。
0:37:23	で、 保 安 に 関 す る、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:27	組織、
0:37:28	わっていう、その言い方んところで、
0:37:33	実際の工場に保安に関する職務とか送ると、加来部長のところ、
0:37:38	どこ見ても評価ってね、どの部長も、
0:37:43	供給指揮者の技術的評価をする。
0:37:48	ことに、
0:37:49	もできるし、
0:37:51	なっちゃうんだらうなっていう
0:37:54	あまり、
0:37:56	何か、
0:37:57	限定されてなくて誰が何やるっていうのが、ちょっと若干明確じゃないな。
0:38:03	思ったっていうこと。
0:38:05	で、
0:38:06	素行が、例えば、
0:38:10	五条の今の両(8)の、
0:38:13	原子力技術部長って言うところの、
0:38:17	書いてある何かしらの言葉じりの、
0:38:21	この業務のところの評価に当たりますみたいな話があるのであれば、
0:38:27	そう読むのかな、他んところにはそういう記載がないので、その主部長は、
0:38:33	供給者の実績評価はしないのかなみたいな
0:38:36	読み分けができたりしないかなっていうところの期待を込めて聞いた。
0:38:42	だけど残念ながらそういう、
0:38:44	読み分けも、
0:38:47	残念ながらできる状況にはないのでもう二次文書いかないとわかりませんって。
0:38:52	いう状況ですっていう。
0:38:54	今説明があつ、これまでの説明でそう。
0:38:58	いうことなんだろうなっていうふうに聞いた。
0:39:01	ですけど、そういう理解でよろしいですかね。
0:39:08	はい。九州電力濱田です。ご理解の通りでございます。
0:39:13	原子炉規制庁鈴木です。まずはちょっととりあえず、
0:39:17	それをもって、保安規定の審査基準の適合を説明できるかどうかという観点で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:25	確認はしていきますけれども、衛藤、やはり確認できませんでしたって言ったときにはやっぱり何かしら考えないといけない。
0:39:34	と。思。っ。て。
0:39:38	たまたま、原子燃料が今引き合いになってるんだけど、他んところの部長だって、
0:39:44	建設部長だとかね。
0:39:47	そういったところだって、実は他にある。
0:39:50	いう話。
0:39:52	なったりすると、
0:39:54	1個なんか面倒くさいなど。
0:39:57	過去そういったところをどう、
0:39:59	説明してたのかっていうところも含めて、
0:40:04	かなと思うので、その時はまた改めて説明
0:40:07	はい。
0:40:13	九州電力ハマダベッショしました。本規定はですねいわゆる全般的なルールですのであんまり突っ込んで書きつきってというのは逆に限定して動けなくなるとかそういう、
0:40:23	それを認識しておりますけども、また、はい。この際、
0:40:27	下に応じてお話をさせていただければと思います。以上です。
0:40:31	原子力規制庁です。
0:40:33	そういう言い方されると、
0:40:35	また審査会合のときの話に戻っちゃうんだけど、
0:40:40	さっきの玄海の、
0:40:44	説明資料でいうと、
0:40:51	42 ページ。
0:40:52	の、
0:40:54	ところで、
0:40:57	両括弧 2 の保安規定の記載方針の
0:41:01	②のところを審査会合の場で私、
0:41:04	はっきり
0:41:06	したので、
0:41:08	まずは、
0:41:11	九州電力としてこういうふうに、
0:41:14	設置変更許可申請書から保安規定に、
0:41:17	被災を落とし込んますってことを言っているんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	これに沿って書いた結果が今この通りです。そこで、
0:41:26	残念ながら読めないところが、②の後ろの方に書いてある二次文書に記載するっていう内容になるんですっていうふうに、
0:41:35	説明をしていただかないと、
0:41:37	言ってることでやってることが違うじゃないですかって話になっちゃうので、そこはしっかり、
0:41:42	私が聞いたことに対しては、
0:41:45	みずから立てている方針。
0:41:48	に沿った説明をちゃんとしてください。
0:41:56	はい。木津カンバラです。失礼しました。承知しました。
0:42:01	原子力規制庁都築です。今日のところは、私から、第確認したいところは以上ですけれども、
0:42:09	結局、前回の審査会合の最後で言いましたように、
0:42:16	許可との整合の確認ができ次第、
0:42:20	この
0:42:21	保安規定変更認可申請の方の、
0:42:24	手続きの方に入るというふうに言っていますので、まずは
0:42:32	設置変更許可申請書の方の、
0:42:35	補正なり何なりの資料をまずそろえていただく必要がありますので、
0:42:42	それが出てきてから、再度今日の資料を含めて、確認をしていくことになりますのでそこはご承知。
0:42:59	原子力請求者電力の、
0:43:01	どうぞ。
0:43:03	傾斜電力ウエムラですちょっと今のご発言についてお伺いしたいんですけれども。
0:43:08	審査会合の最後の方で設置許可については添付 11 の記載を見直すという方針を説明しまして、
0:43:19	それから組織改正につきましてはその内容も踏まえて上位文書との整合をとると。
0:43:25	いうところで、
0:43:27	設置許可側と変わって、それぞれ独立して、審査対応いただける。
0:43:34	すいません私は、
0:43:36	退職してしまったんですけれども、今の鈴木さんのご発言からすると、
0:43:42	設置今日が早い。
0:43:45	申請と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:47	合わせて確認されるということでしょうか。
0:43:52	重症規制庁SSS独立で審査する、それぞれ審査する、全然構わないんですけれども、
0:43:58	言葉の通り、
0:44:00	両方の資料に整合がない、整合しているということの確認ができ次第、
0:44:08	保安規定変更認可申請の方の、
0:44:12	手続きに進みますという話をしていますので、その
0:44:17	確認をできる状態にするやり方は、九州電力にお任せします。我々とはとにかく確認できれば、
0:44:35	経営者電力ウエムラです承知出しました。
0:44:40	はい。
0:44:42	そうじゃそこはよろしくお願いします。
0:44:47	規制庁側から、
0:44:50	ほかには多分ないと思いませんね。はい。ないので、こちらからは以上ですけれども、九州電力から、
0:44:59	何かは、
0:45:01	この資料、或いはこの資料以外含めて、
0:45:05	話をしてってことはありますでしょう。
0:45:18	九州電力上村です。
0:45:23	特にございません。
0:45:26	はい。原子炉規制庁鈴木です。はい、ありがとうございます。では
0:45:31	東京九州電力東京支社、松崎さんの方で、設置変更の方の資料、
0:45:39	がいつごろ出てくるか、それを我々の方で突き合わせて、整合確認をしていこうと思う。
0:45:46	で、
0:45:49	その辺の、いつ頃出るかっていうところを含めて、今後の予定を改めて連絡をお願いしたいと。
0:45:57	よろしいでしょうか。
0:46:02	九州電力東京支社松崎です。承知いたしました。
0:46:06	検証規制庁スズキですよろしくお願いします。では
0:46:11	ほかになければこれでヒアリングを終了したいと思います。
0:46:16	ありがとうございました。
0:46:20	ありがとうございましたございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。